

第 5 期

苫小牧市障がい福祉計画

平成 30 年 2 月

苫 小 牧 市

< 目 次 >

第1章 第5期障がい福祉計画の策定に当たって	
Ⅰ 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	
2 計画の性格と位置付け	
3 計画の期間	
Ⅱ 障がい者施策を取り巻く環境	4
1 障がいのある方の人口の推移	
2 障がい者制度改革とノーマライゼーション	
Ⅲ サービスの利用状況	7
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 障害児通所支援サービス	
5 相談支援サービス	
6 地域生活支援事業	
第2章 計画の基本的な考え方	
Ⅰ 基本理念	12
Ⅱ 基本方針	12
Ⅲ 平成32年度の成果目標	13
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 地域生活支援拠点等の整備	
3 福祉施設から一般就労への移行等	
第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み	
Ⅰ 障害福祉サービス等の体系	15
Ⅱ 障害福祉サービス等の活動指標	16
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 障害児通所支援サービス	
5 相談支援サービス	
6 地域生活支援事業	
第4章 計画の推進	25

資料編 当事者アンケート・パブリックコメント

I	当事者アンケートの概要	-----	26
II	アンケート結果	-----	27
III	パブリックコメントの実施状況	-----	38

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

第 1 章

第 5 期障がい福祉計画の策定に当たって

I 計画策定の概要

1 計画策定の背景

平成10年代以降、障がい者施策の中核を担う障害福祉サービス等の提供については、「措置費制度」から「支援費制度」、「自立支援給付制度」と移り変わってきました。契約を通じた、障がいのある方の自己決定によるサービスの利用が定着してきた現在では、「自立支援給付制度」が身体、知的、精神等の障がいの種別に関わらない共通の制度として設けられている経過から、障がいのある方の自己実現への支援について、新たなあり方が求められています。一方で、障害福祉サービス等の提供体制については、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などが課題として顕在化しており、制度運営の将来にわたる持続可能性についても懸念されているところです。

このため、第3期苫小牧市障がい者計画（計画期間：平成26年度から平成34年度まで）では、「ともに創るやさしい苫小牧—自立を応援する福祉のまちづくり—」を基本理念として定め、「自己実現を応援するまちづくり」「暮らし続けられるまちづくり」「バリアフリーのまちづくり」を基本方針として、各種施策を展開しています。その中でも施策の体系に挙げられている「就労支援」や「生活支援」については、障害福祉サービス等の占める位置が大きいため、いかに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）に基づく業務を円滑に実施できるかが鍵となります。

本市では、障害者自立支援法の施行以来4期にわたり、障がい福祉計画を策定してきました。これまでの障がい福祉計画では、国が定めた基本指針に即して、障がいのある方の生活支援の基盤整備に係る部分について各年度におけるサービス量等を見込むとともに、地域生活への移行や一般就労への移行の目標値を明らかにすることで、必要なサービスが提供されるよう努めてきたところです。

今回の計画からは、法改正により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」と一体的に策定していますが、これまでの障がい福祉計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、計画策定に当たっての基本的な考え方を継承しつつ、第3期苫小牧市障がい者計画等で整理された現状と課題を元に、平成30年度から平成32年度までの障がい福祉サービス等に関する目標値、見込量等を定めていきます。

2 計画の性格と位置付け

本市の障がい者施策の推進を定める計画には、「苫小牧市障がい者計画」と「苫小牧市障がい福祉計画」があります。また、策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、「苫小牧市障がい児福祉計画」をこの計画と一体的に策定します。

これらの計画の違いは次のとおりですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供が「苫小牧市障がい者計画」上の施策として位置付けられているため、「苫小牧市障がい福祉計画」は、当該施策の実施計画としての側面を併せ持っています（次ページの図を参照してください。）。

【苫小牧市障がい者計画】（現行：第3期計画（H26－H34））

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画として、平成25年に国が策定した「障害者基本計画」及び同年に北海道が策定した「第2期北海道障がい者基本計画」を基本としながら、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

【苫小牧市障がい福祉計画】

障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画として、苫小牧市障がい者計画等との調和を保ちながら、国が定めた基本指針に即して、本市における障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標、必要な見込量等を定めるものです。

【苫小牧市障がい児福祉計画】

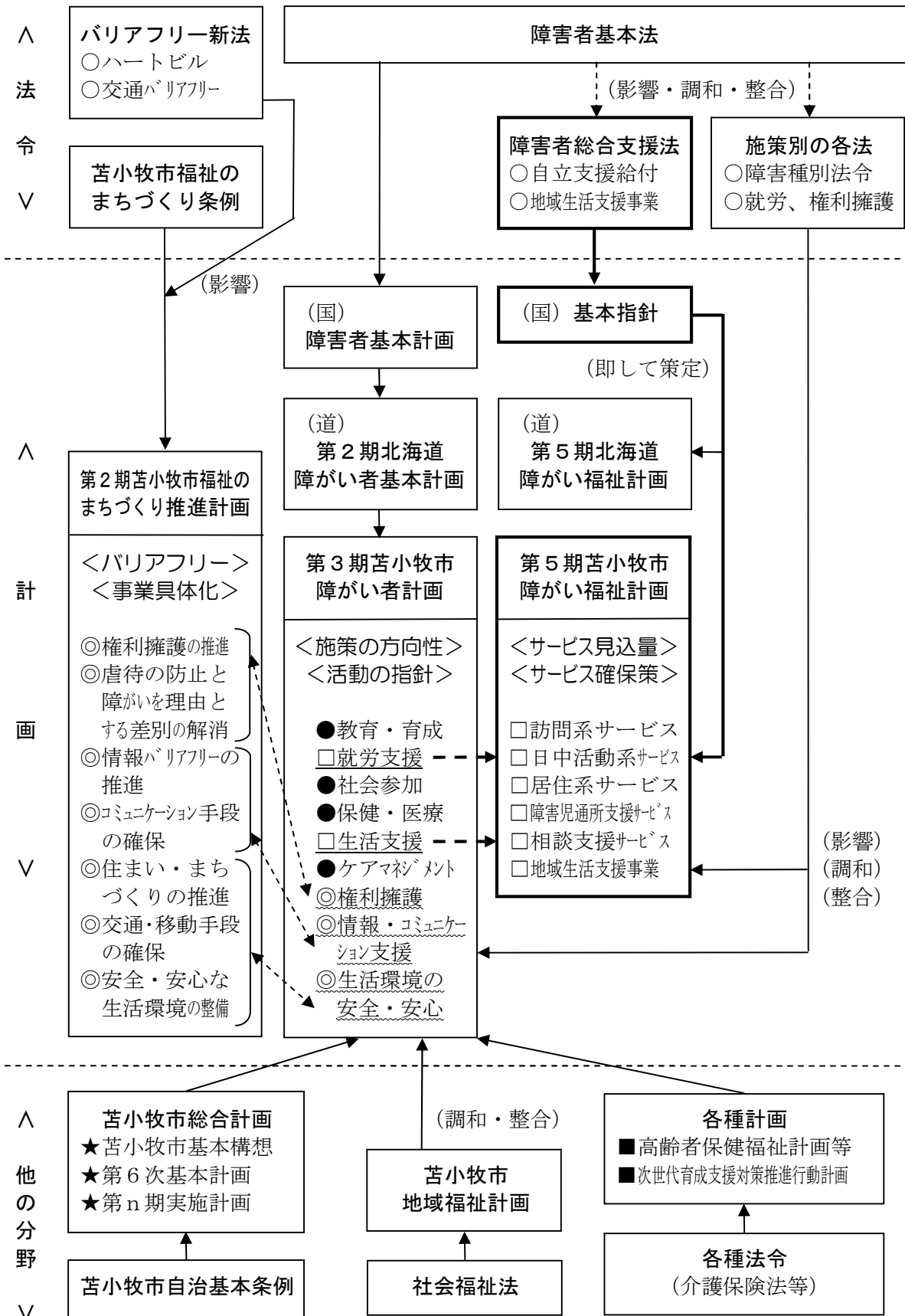
児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画として、苫小牧市障がい者計画等との調和を保ちながら、国が定めた基本指針に即して、本市における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、必要な見込量等を定めるものです。

3 計画の期間

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の計画期間は、国が定めた基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

計画の種類	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
苫小牧市総合計画	第5次 【後期】(－H29)	第6次基本計画								
		【前期】(H30－H34)						【後期】(H35－)		
苫小牧市障がい者計画	【前期】(－H29)	第3期 (H26－H34)						第4期以降 (H35－)		
		【後期】(H30－H34)								
苫小牧市障がい福祉計画 ※第5期計画より 障がい児福祉計画を含む	第4期 (－H29)	第5期 (H30－H32)				第6期以降 (H33－)				
苫小牧市高齢者保健福祉計画 苫小牧市介護保険事業計画	第6期 (H27－H29)	第7期 (H30－H32)				第8期以降 (H33－)				

＜ 苫小牧市障がい福祉計画の位置付け ＞



II 障がい者施策を取り巻く環境

1 障がいのある方の人口の推移

厚生労働省の「人口動態調査」によれば、わが国では、平成18年から人口減少社会が始まっています。こうした中、障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）交付台帳への登載件数は、障害者自立支援法の施行前である平成17年度末と比べて大きく増加しています。

その内容も、身体障害者手帳交付台帳への登載数を例に挙げれば、17歳以下の件数が減少している一方、「内部障がい（心臓、腎臓等）」の件数が増加しているなど、少子・高齢化の影響が障がいのある方の人口傾向にも表れていることが分かります。

■ 全国における障がい者手帳交付台帳への登載数 ■

（毎年度3月末現在）

（下段の％は前年度比の増減割合）

	身体障害者手帳交付台帳（※障がいごとの延べ件数）				
	総数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	（再掲）17歳以下
平成17年度	4,795,033件	2,670,928件	1,232,781件	891,324件	108,901件
平成26年度	5,227,529件 （▲0.47%）	2,855,435件 （▲1.20%）	1,510,725件 （+1.08%）	861,369件 （▲0.73%）	105,318件 （+1.09%）
平成27年度	5,194,473件 （▲0.63%）	2,810,270件 （▲1.58%）	1,528,411件 （+1.17%）	855,792件 （▲0.65%）	103,969件 （▲1.28%）
平成28年度	5,148,082件 （▲0.47%）	2,755,307件 （▲1.96%）	1,545,564件 （+1.12%）	847,211件 （▲1.00%）	102,391件 （▲1.52%）

	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総数	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	（再掲）17歳以下	
平成17年度	698,761件	321,808件	376,953件	173,438件	467,035件
平成26年度	974,898件 （+3.57%）	388,104件 （+1.68%）	586,794件 （+4.85%）	246,336件 （+3.08%）	853,162件 （+6.88%）
平成27年度	1,009,232件 （+3.52%）	394,246件 （+1.58%）	614,986件 （+4.80%）	254,929件 （+3.49%）	913,026件 （+7.02%）
平成28年度	1,044,573件 （+3.50%）	400,891件 （+1.69%）	643,682件 （+4.67%）	262,702件 （+3.05%）	974,336件 （+6.72%）

（厚生労働省「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」から集計）

本市における障がいのある方の人口推移については、第3期苫小牧市障がい者計画でも触れたとおり、全体で毎年約1%ずつ増加の傾向を示しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、高い伸び率を示しています。また、市全体の人口と比べると、おおよそ6%強の市民が障がい者手帳の交付を受けている計算になります。この傾向は、全国・本市に共通したものといたします。

■ 苫小牧市における障がい者手帳交付台帳への登録数 ■

(毎年度3月末現在)

(下段の%は前年度比の増減割合)

	身体障害者手帳交付台帳 (※障がいごとの延べ件数)				
	総数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	(再掲)17歳以下
平成17年度	10,234件	7,128件	1,409件	1,697件	239件
平成26年度	11,027件 (+ 0.33%)	7,638件 (0.00%)	2,072件 (+ 2.73%)	1,317件 (▲ 1.42%)	276件 (▲ 3.83%)
平成27年度	10,946件 (▲ 0.73%)	7,571件 (▲ 0.73%)	2,089件 (+ 0.82%)	1,286件 (▲ 2.35%)	304件 (+10.14%)
平成28年度	11,063件 (+ 1.07%)	7,631件 (+ 0.79%)	2,157件 (+ 3.26%)	1,275件 (▲ 0.86%)	332件 (+ 9.21%)

	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総数	A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	(再掲)17歳以下	
平成17年度	1,181件	457件	724件	256件	527件
平成26年度	1,481件 (+ 3.86%)	509件 (0.00%)	972件 (+ 6.00%)	375件 (+ 9.33%)	918件 (+ 8.00%)
平成27年度	1,481件 (0.00%)	484件 (▲ 4.91%)	997件 (+ 2.57%)	381件 (+ 1.60%)	993件 (+ 8.17%)
平成28年度	1,481件 (0.00%)	496件 (+ 2.48%)	985件 (▲ 1.20%)	357件 (▲ 6.30%)	1,154件 (+16.21%)

※ 前ページの全国資料と比較対象を合わせるため、身体障害者手帳交付台帳の数値については、障がいごとの延べ件数で集計した(例えば、下肢と聴覚の重複障がいの方については、それぞれ1件として数えた。)。このため、第3期苫小牧市障がい者計画の掲載資料(手帳交付者数)よりも大きい数値で、上図が作成されている。

上記のほか、障がいの種別には、発達障がいや高次脳機能障がいなど、様々な態様があります。また、障害者総合支援法の施行により、新たに「障害者」の定義に一定の範囲における難病患者が含まれるなど、障がいの内容の多様化・複雑化が進展していることが分かります。

2 障がい者制度改革とノーマライゼーション

「障害者の権利に関する条約」の批准をひとつの到達点とする、国の障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議の取組は、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、更には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定をもたらしました。いずれも、障害者自立支援法の施行前から動きが強まっていた、障がいのある方の自己実現やノーマライゼーションの理念の具体化を推進するものです。

一方、これまでの障がい福祉計画で指摘していた「障がいのある方が地域で自立した生活を営むための環境」づくりや、「日中、障がいのある方が地域でいきいきと活

動し、安心して地域で暮らせる社会」づくりは、道半ばであるといえます。このため、これらの課題に取り組む上で、次の事項に留意しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を軸とした施策を引き続き展開していく必要があります。

【生活支援・就労支援】

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりを目指します。

【地域移行・地域定着】

施設入所から、日中活動系サービスや共同生活援助（グループホーム）の利用へと移行を促し、障害者総合支援法が目指す、障がいのある方の地域生活への移行・定着につなげます。

■ 障害福祉サービス等の体系 ■

	障害福祉サービス等		障害児通所支援等	地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付		
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護（ホームヘルプ） ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 	—	—	● 移動支援事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養介護 ● 生活介護 ● 短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練（機能訓練） ● 自立訓練（生活訓練） ● 宿泊型自立訓練 ● 就労移行支援 ● 就労継続支援A型 ● 就労継続支援B型 ● 就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援 ● 医療型児童発達支援 ● 居宅訪問型児童発達支援 ● 放課後等デイサービス ● 保育所等訪問支援 	● 地域活動支援センター事業
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助（グループホーム） ● 自立生活援助 	—	—
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援 ● 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ● 基本相談支援 		● 障害児相談支援	● 相談支援事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療（育成・更生・精神通院） ● 補装具費の支給 		—	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション支援事業 ● 日常生活用具給付事業 ● その他の事業

※ 「障害福祉サービス等」は障害者総合支援法に、「障害児通所支援等」は児童福祉法にそれぞれ基づいたサービスである。このうち「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、平成23年度までは障害者自立支援法（当時）の「児童デイサービス」として位置付けられていた。

※ 「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条の規定により本市が行う事業である。

Ⅲ サービスの利用状況

1 訪問系サービス

(単位：時間/月)

サービス	年度	第3期計画			第4期計画(※1)		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	計画	3,300	3,630	3,960	5,910	6,910	8,080
	実績	3,937	4,508	5,198	6,129	6,719	7,124
重度訪問介護	計画	288	288	288	450	450	450
	実績	135	150	137	397	421	434
同行援護	計画	238	292	351	350	400	450
	実績	255	247	342	388	418	452
行動援護	計画	300	340	380	320	360	400
	実績	5	1	4	11	12	12
重度障害者等包括支援	計画	192	192	192	150	150	150
	実績	0	0	0	0	0	0
計	実績	4,332	4,906	5,681	6,925	7,570	8,022

※1 平成29年度の欄に記載された実績値は、見込みのもの（2以降の表において同じ。）。

訪問系サービスは、障害者自立支援法の施行以来一貫して、全体の利用者数・利用時間数が増加しています。居宅介護のサービス提供事業所も40を超えるに至っていますが、今後、更なる需要に対応するため、人材の確保及び育成によるサービス提供体制の整備が求められます。

2 日中活動系サービス

(単位：【上段】人日/月、【下段】人/月)

サービス	年度	第3期計画			第4期計画		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護	計画	1,050 (35)	1,050 (35)	1,050 (35)	1,060 (35)	1,060 (35)	1,060 (35)
	実績	964 (32)	935 (31)	909 (30)	963 (32)	958 (32)	958 (32)
生活介護	計画	9,570 (435)	10,010 (455)	10,450 (475)	10,830 (521)	11,700 (555)	12,640 (591)
	実績	8,634 (432)	9,404 (470)	9,640 (483)	9,986 (500)	10,207 (510)	10,314 (518)
短期入所 (福祉型) (医療型)	計画	225 (25)	243 (27)	261 (29)	326 (31)	366 (36)	416 (41)
	実績	321 (29)	339 (33)	258 (31)	255 (34)	266 (36)	314 (40)
自立訓練 (機能訓練)	計画	132 (6)	132 (6)	132 (6)	22 (1)	22 (1)	22 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

サービス		年度	第3期計画			第4期計画		
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自立訓練 (生活訓練) (宿泊型)	計画	1,056 (48)	1,056 (48)	1,056 (48)	572 (26)	616 (28)	660 (60)	
	実績	761 (34)	661 (30)	844 (39)	660 (33)	741 (38)	850 (50)	
就労移行支 援	計画	1,320 (60)	1,760 (80)	2,200 (100)	1,250 (68)	1,460 (76)	1,700 (85)	
	実績	684 (39)	748 (46)	1,058 (65)	652 (38)	550 (33)	660 (36)	
就労継続支 援A型	計画	1,430 (65)	1,870 (85)	2,310 (105)	2,250 (110)	2,900 (132)	3,476 (158)	
	実績	1,369 (77)	1,681 (92)	1,710 (93)	1,970 (100)	2,084 (109)	1,856 (100)	
就労継続支 援B型	計画	8,580 (390)	9,020 (410)	9,460 (430)	7,810 (446)	8,900 (491)	10,150 (540)	
	実績	5,386 (346)	5,401 (346)	6,406 (410)	6,913 (440)	7,232 (461)	7,854 (492)	

日中活動系サービスは、おおむね利用者が横ばいですが、生活介護、自立訓練（生活訓練・宿泊型）就労継続支援B型については、増加傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）については、実績がない状況となっています。就労移行支援は、サービスの利用期間に制限があること、就労継続支援A型は、サービス提供事業所が減少したことから、計画を下回る実績となっています。

就労系3サービスの利用が「福祉的就労」と呼ばれるなど、この項目は生活支援・就労支援の中心を担うサービスとなっています。今後も、地域移行に伴う利用者ニーズに対応できる資源の確保・充実が求められます。

3 居住系サービス

(単位：人)

サービス		年度	第3期計画			第4期計画		
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援 助※1)	計画	180	210	240	188	199	210	
	実績	157	165	182	206	215	218	
施設入所支 援	計画	265	270	275	265	260	256	
	実績	264	263	267	264	258	254	

※1 平成25年度までの数値は、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」の双方を合わせたもの。

施設入所支援が減少、共同生活援助が増加していることから、地域生活への移行が推進されたものと読み取れます。今後、更に入所から地域生活への移行を推進するに当たっては、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた共同生活援助サービスの基盤整備その他の支援体制の強化が求められます。

4 障害児通所支援サービス

(単位：【上段】人日／月、【下段】人／月)

サービス		年度	第3期計画			第4期計画		
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援・放課後等デイサービス	計画		870 (290)	915 (305)	960 (320)	2,200 (390)	2,320 (410)	2,440 (430)
	実績		669 (263)	1,035 (296)	1,930 (357)	2,775 (426)	3,665 (502)	4,046 (542)
保育所等訪問支援	計画		—	—	—	20 (10)	30 (15)	40 (20)
	実績		1 (1)	5 (3)	7 (4)	7 (5)	14 (9)	4 (2)

平成25年度以降、サービス提供事業所が急増したことにもない、計画を大幅に上回る実績となっています。今後は供給の安定のほか、特色ある療育指導・レクリエーションなど、サービス内容の充実が求められます。

5 相談支援サービス

(単位：人)

サービス		年度	第3期計画			第4期計画		
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援	計画		160	265	520	242	258	275
	実績		29	169	232	259	265	276
地域相談支援(地域移行)	計画		20	20	20	8	12	13
	実績		1	0	0	1	1	1
地域相談支援(地域定着)	計画		108	115	123	34	39	45
	実績		0	0	0	0	1	1

計画相談支援については、計画値よりも実績値が上回っており、サービス利用の推進が図られているものと考えられます。また、平成29年7月でサービス等利用計画の作成率が100%となりました。

一方、地域相談支援については全国的に利用実績が少なく、本市においても実績はほぼない状況となっています。引き続き、地域生活への移行・定着について、相談支援の充実が求められます。

6 地域生活支援事業

サービス	年度	第3期計画			第4期計画		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1 相談支援事業							
①-ア 相談支援事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有
①-イ 基幹相談支援センター	計画	無	無	有	有	有	有
	実績	無	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	計画	実利用 3人	実利用 7人	実利用 10人	実利用 10人	実利用 12人	実利用 15人
	実績	実利用 5人	実利用 5人	実利用 0人	実利用 2人	実利用 1人	実利用 0人
2 コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実利用 46人	実利用 48人	実利用 50人	実利用 70人	実利用 75人	実利用 80人
	実績	実利用 42人	実利用 68人	実利用 61人	実利用 52人	実利用 63人	実利用 76人
②手話通訳者設置事業	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人	1人	1人	1人
3 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	計画	10件/年	10件/年	10件/年	10件/年	10件/年	10件/年
	実績	8件/年	7件/年	15件/年	11件/年	20件/年	12件/年
②自立生活支援用具	計画	60件/年	60件/年	60件/年	60件/年	60件/年	60件/年
	実績	47件/年	53件/年	40件/年	40件/年	51件/年	46件/年
③在宅療養等支援用具	計画	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年
	実績	25件/年	28件/年	19件/年	20件/年	28件/年	26件/年
④情報・意思疎通支援用具	計画	40件/年	40件/年	40件/年	40件/年	40件/年	40件/年
	実績	32件/年	17件/年	24件/年	24件/年	18件/年	32件/年
⑤排泄管理支援用具	計画	3,250件/年	3,300件/年	3,350件/年	3,950件/年	4,148件/年	4,355件/年
	実績	3,452件/年	3,583件/年	3,912件/年	4,155件/年	4,221件/年	4,313件/年
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	計画	10件/年	10件/年	10件/年	15件/年	15件/年	15件/年
	実績	14件/年	12件/年	8件/年	11件/年	10件/年	8件/年

サービス	年度	第3期計画			第4期計画		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
4 移動支援事業	計画	18箇所 115人/年 4,760H/年	19箇所 120人/年 5,130H/年	20箇所 125人/年 5,500H/年	25箇所 100人/年 4,500H/年	25箇所 110人/年 4,950H/年	25箇所 120人/年 5,400H/年
		26箇所 90人/年 3,434H/年	17箇所 93人/年 4,060H/年	21箇所 101人/年 5,021H/年	24箇所 118人/年 4,265H/年	26箇所 108人/年 4,486H/年	26箇所 106人/年 4,516H/年
5 地域活動支援センター事業							
① 基礎的 事業	計画	3箇所 実利用 383人 70人/日	3箇所 実利用 383人 70人/日	3箇所 実利用 383人 70人/日	2箇所 実利用 250人 70人/日	2箇所 実利用 250人 70人/日	2箇所 実利用 250人 70人/日
		2箇所 実利用 238人 57人/日	2箇所 実利用 252人 55人/日	2箇所 実利用 237人 73人/日	2箇所 実利用 245人 108人/日	2箇所 実利用 231人 120人/日	2箇所 実利用 244人 124人/日
② 機能強 化事業	計画	—	—	—			
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
6 その他の事業							
日中一時 支援事業	計画	50人/年	54人/年	58人/年	45人/年	45人/年	45人/年
		36人/年	38人/年	37人/年	71人/年	73人/年	71人/年
移動入浴車 派遣事業	計画	65回/月	66回/月	67回/月	65回/月	67回/月	70回/月
		59回/月	58回/月	58回/月	62回/月	58回/月	55回/月
更生訓練費 給付事業	計画	5人/月	5人/月	5人/月	1人/月	1人/月	1人/月
		2人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
自動車運転 免許取得 費・改造費補 助	計画	15件/年	15件/年	15件/年	10件/年	10件/年	10件/年
		6件/年	6件/年	7件/年	6件/年	6件/年	6件/年

各事業ともおおむね計画どおりの推移となっていますが、今後も基幹相談支援センター事業などを中心に、利用者の多様なニーズに応える事業の展開が求められます。

第 2 章

計画の基本的な考え方

I 基本理念

第1章でも触れたとおり、第3期苫小牧市障がい者計画では、「ともに創るやさしい苫小牧—自立を応援する福祉のまちづくり—」を基本理念として掲げ、各種施策を展開しています。前計画である苫小牧市障害者計画から引き継いだこの基本理念の下、本市では、人も街もやさしいまち、障がいがあっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取組を、市民一人ひとりや地域団体、事業者等の参画により進めていくこととなります。

地域での自立した生活に必要とされる、良質で多様なサービスを提供することは、「やさしい苫小牧」の実現に向けての確かな一歩となります。このことは、これまでの障がい福祉計画が目指すところでもあります。

このため、新たな障がい福祉計画等においても、引き続き次の基本理念を掲げ、市民、事業者等と連携しながら、良質で多様なサービスを計画的に確保・提供できるよう努めていきます。

やさしい苫小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

II 基本方針

① 障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある方が自ら選んだ場所で必要なサービスを受けながら、自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

② 様々な障がいに対する支援

障害者総合支援法において、発達障がいや一定の範囲における難病患者も含めた形で「障害者」の定義がなされたことを踏まえ、一元的に行えるようになった障害福祉サービス等の提供を通じて、様々な障がいに対する支援に取り組みます。

③ サービス提供体制の充実

地域生活や就労への移行の一層の促進に加え、地域生活支援のための拠点づくりなどサービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

Ⅲ 平成32年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
入所者数 …(A)	255人	平成29年3月31日現在の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数 …(B)	246人	平成32年度末における施設入所者数の見込み
地域生活移行者数 …(C)	25人	施設入所からグループホーム等における地域生活へ移行する障がいのある方の数の見込み
(移行率) …(C/A)	9.8%	(移行率：平成29年3月31日現在の施設入所者数との比較)
平成32年度末の施設入所者減少数 …(D)	6人	減少見込みの施設入所者数
(減少率) …(D/A)	2.4%	(減少率：平成29年3月31日現在の施設入所者数との比較)

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	備考
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場を設置する	平成32年度末までに設置することを基本とする
精神病床における1年以上長期入院患者	国が定めた数式で算出	第5期北海道障がい福祉計画に基づき設定する
入院後3か月時点での退院率	69%	
入院後6か月時点での退院率	84%	
入院後1年時点での退院率	90%	

3 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
地域生活支援拠点又は面的な体制の整備	整備済	居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する体制の整備箇所数の見込み

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	23人	平成28年度における福祉施設からの移行者数
平成32年度の一般就労移行者数	50人	平成32年度における福祉施設からの移行者数の見込み
平成28年度の就労移行支援事業所の利用者数	36人	平成29年3月現在での就労移行支援事業所の利用者数
平成32年度の就労移行支援事業所の利用者数	44人	平成32年度における就労移行支援事業所の利用者数の見込み
(増加率)	22.2%	(増加率：平成28年度の就労移行支援事業所の利用者数との比較)
平成28年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	33.3%	平成28年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(2事業所/全6事業所)
平成32年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成32年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合の見込み

【国の基本指針】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとするともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
また、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の整備	整備済	実施事業所数：3箇所 平成29年12月現在
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	整備済	実施事業所数：1箇所 平成29年12月現在
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	整備済	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による庁内検討委員会を設置

【国の基本指針】

- 児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成32年度末までに、少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 保育所等訪問支援事業を利用できる体制の整備については、平成32年度末までに、利用できる体制を構築することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成30年度末までに、協議の場を設けることを基本とする。

第 3 章

障害福祉サービス等の必要量の見込み

I 障害福祉サービス等の体系

6 ページの表で掲げたとおり、この計画におけるサービスの体系は、地域での生活をより円滑にするため本市が行う「地域生活支援事業」と、それ以外のサービスの2つに大別されます。

地域生活支援事業以外のサービスのうち、障害福祉サービス等は、介護支援のための「介護給付」、自立訓練や就労移行支援などの「訓練等給付」等から成り立っています。また、その提供形態から「訪問系」「日中活動系」「居住系」等にサービスの内容が分類されており、障がいのある方が必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用する仕組みとなっています。

なお、18歳以上の方が介護給付サービス又は共同生活援助の一部のサービスを利用する場合には、あらかじめ障害支援区分と呼ばれる利用資格の認定を受ける必要があります。

■ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス ■

(網掛け部分が対象者の範囲)

		障害支援区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(※1)							
	重度訪問介護(※2)							
	同行援護(※3)							
	行動援護(※4)							
	重度障害者等包括支援(※5)							
日中活動系	療養介護(※6)						▲	▲●
	生活介護(※7)							
	短期入所							
居住系	施設入所支援(※8)							
	共同生活援助(※9)							

※1 通院等介助（身体介護を伴う場合）の利用については、移動等に関する認定調査項目で一定以上の支援が必要と認められている区分2以上の方を対象とする。

※2 「二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便の認定調査項目がいずれも「支援が不要」以外に認定されている方」又は「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」を対象とする。

※3 身体介護を伴う利用については、区分2以上の方を対象とする。また、身体介護の有無にかかわらず、アセスメント票に基づいた調査を要する。

※4 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方を対象とする。

※5 意思疎通に著しい困難を有する、「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」又は四肢麻痺で寝たきり状態にある「呼吸管理を行っている方」若しくは「最重度知的障がい者」を対象とする。

※6 平成24年4月1日前から旧重症心身障害児施設に入所していた方以外については、▲・●の要件を参照のこと。――（▲）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（●）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※7 区分2については、年齢50歳以上の方に限る。

※8 区分3については、年齢50歳以上の方に限る。

※9 受託居宅介護サービスの利用については、区分2以上の方を対象とする。

障害児通所支援等は、主に児童発達支援や放課後等デイサービスなど（児童福祉法上の「障害児通所支援」）から成り立っています。障害者総合支援法上「障害児」の利用が可能である障害福祉サービス等については、障害児通所支援と合わせて利用することができます。

以下において、障害福祉サービス等の必要量を見込んでいきますが、ここで掲げる数値は、計画策定時点で把握できた本市や北海道の各種データ等を利用し、算出したものです。今後の不確定な要素があることから、あくまでも見込みのものであり、将来のサービス提供量の確定値ではありませんが、活動指標として取り組むものです。

II 障害福祉サービス等の活動指標

1 訪問系サービス

サービス名	内 容
【介護給付】 居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
【介護給付】 重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
【介護給付】 同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいの方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
【介護給付】 行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。
【介護給付】 重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難を有する四肢麻痺で寝たきりの方等を対象に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせ、包括的に支援を行います。

上図に掲げた訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点からも、これまでの利用状況どおりに需要の増加が見込まれます。

このため、次ページのとおりサービスの必要量を見込むとともに、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者に対する新規参入を引き続き働きかけるとともに、苫小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」とします。）を通じたニーズの把握や支援者向け研修の実施など、提供体制の充実に努めていきます。

■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
訪問系サービス	8,970	9,660	10,390	H/月
	521	565	611	人/月
居宅介護	7,690	8,310	8,970	H/月
	437	474	514	人/月
重度訪問介護	450	450	450	H/月
	3	3	3	人/月
同行援護	480	510	540	H/月
	70	75	79	人/月
行動援護	200	240	280	H/月
	10	12	14	人/月
重度障害者等包括支援	150	150	150	H/月
	1	1	1	人/月

2 日中活動系サービス

サービス名	内 容
【介護給付】 療養介護	医療と常時介護を要する方に対して、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
【介護給付】 生活介護	常時介護を要する方に対して、施設において次のような支援を行います。 ① 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援 ② 創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援
【介護給付】 短期入所	自宅で介護を行う方の病気などの理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
【訓練等給付】 自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病患者である方に対して、施設等において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
【訓練等給付】 自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がいの方に対して、施設等において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
【訓練等給付】 宿泊型自立訓練	地域移行による帰宅後の生活能力等の維持又は向上のための訓練その他の支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
【訓練等給付】 就労移行支援	一般就労等を希望する方に対して、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された方に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜の供与を行います。

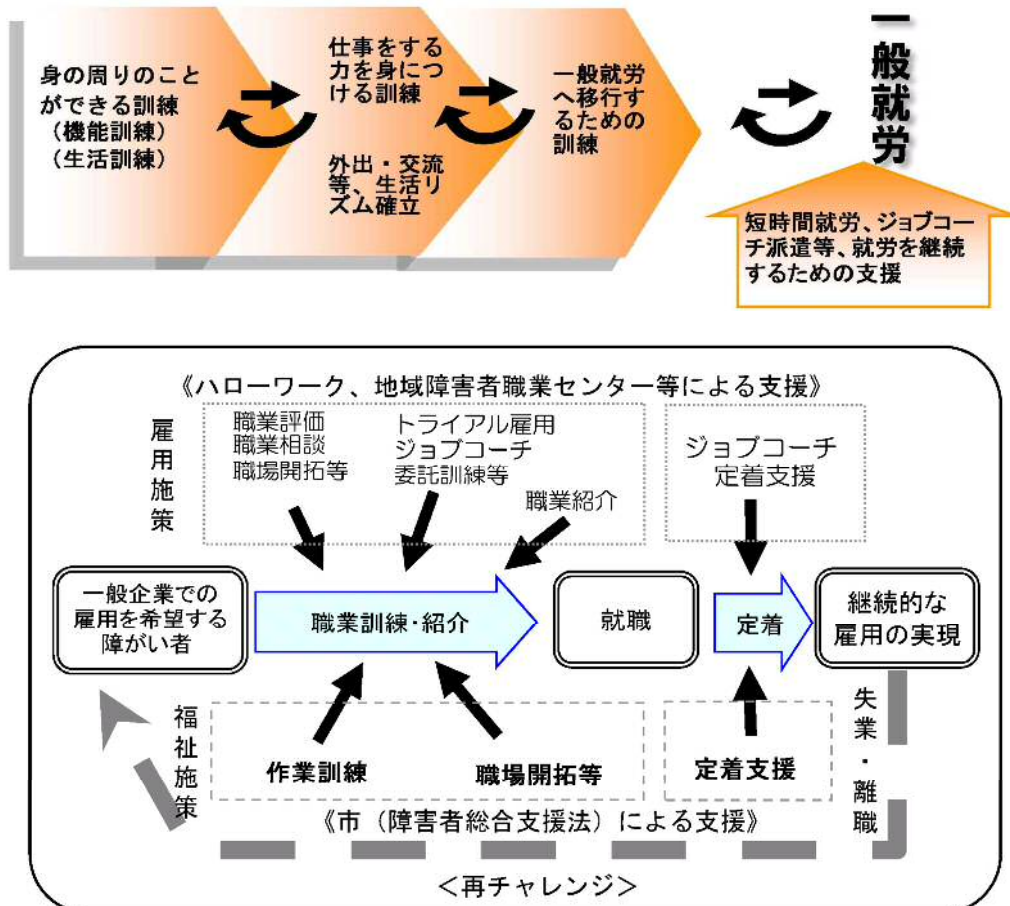
前ページの図に掲げた日中活動系サービスは、訪問系サービスと同様、地域生活への移行の進展に伴い、需要の増加が見込まれます。

このため、次ページのとおりサービスの必要量を見込むとともに、生活介護・自立訓練のサービス提供体制については、地域移行の状況や利用者ニーズの動向を把握し、事業者に対して適切な情報提供を行うことにより、その充実を図ります。

また、短期入所のサービス提供体制については、利用状況の項目で考察したように様々な需要が背景にあるものと考えられることから、後述する地域生活支援のための拠点づくりと相まって、資源の確保に努めていきます。

特に、現行の就労系3サービス及び新たに創設される就労定着支援については、障がいのある方の就労を積極的に進める観点から、確実な体制整備に努めていきます。いわゆる障害者優先調達推進法の施行により物品等の調達方針を定め、随意契約等による市の発注拡大を通じて授産製品の販売や役務の提供の場の確保に努めていますが、更に障害者支援施設の製品を広く市民にPRし、販路拡大などの支援を通じて、事業者の積極的な参入を図るための環境づくりに取り組んでいきます。

障がいのある方の就労は、その方の自立と社会参加を進めるに当たって重要な課題です。本市では平成20年度から就労相談員を配置し、公共職業安定所（ハローワーク）や苫小牧心身障害者職親会等との連携により就労支援に取り組んでいますが、更に福祉、労働、教育等の関係機関との連携強化に努めるなど、第3期苫小牧市障がい者計画で掲げた就労支援の取組を進めていきます。



■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
療養介護	990	1,020	1,020	人日/月
	33	34	34	人/月
生活介護	10,522	10,627	10,733	人日/月
	543	549	554	人/月
短期入所	723	1,008	1,409	人日/月
	107	129	155	人/月
(福祉型)	709	994	1,395	人日/月
	106	128	155	人/月
(医療型)	14	14	14	人日/月
	2	2	2	人/月
自立訓練 (機能訓練)	22	22	22	人日/月
	1	1	1	人/月
自立訓練 (生活訓練)	648	752	874	人日/月
	45	51	58	人/月
宿泊型自立訓練	443	453	463	人日/月
	22	23	25	人/月
就労移行支援	892	924	956	人日/月
	69	75	81	人/月
就労継続支援A型	2,163	2,228	2,295	人日/月
	121	124	128	人/月
就労継続支援B型	8,325	8,825	9,354	人日/月
	548	581	616	人/月
就労定着支援	100	150	200	人日/月
	10	15	20	人/月

3 居住系サービス

サービス名	内 容
【訓練等給付】 自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問等により、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。
【介護給付】 施設入所支援	施設に入所する方に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
【訓練等給付】 共同生活援助	共同生活を営むべき住居（グループホーム）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

上図に掲げた居住系サービスに関連して、第2章では成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げています。このため、サービスの必要量を次ページのとおり見込むこととし、同時にグループホームの計画的な整備に努めていきます。

引き続き、北海道や圏域内の自治体、事業者との連携強化を図るとともに、平成28年に整備した「地域生活支援拠点」においても、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、退院可能な精神障がい者の地域移行を進めていくほか、グループホームの整備促進その他の居住の場の確保に努めていきます。

■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
自立生活援助	10	15	20	人/月
施設入所支援	265	257	249	人/月
共同生活援助	230	237	245	人/月

4 障害児通所支援サービス

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の子どもに対して、療育指導を実施する施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに対して、医療機関等において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	小学校入学後、18歳未満の子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設において、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等に通う子どもに対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育所等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

上図に掲げた障害児通所支援サービスは、サービス提供事業所の増により集団療育等の受入可能定員数が増加したことから、一人当たりの通所回数の増等による利用の拡大が見込まれます。

協議会等を通じて市と事業所相互が情報交換し、連携する場を設けることで、児童発達に係る協力体制を構築し、サービスの質の向上を図ります。このことを通じて障害児通所支援サービスの供給の安定のほか、特色ある療育指導・レクリエーションなど、子どもと事業所のそれぞれの個性が生きるサービス内容の充実につなげます。

更には、第3期苫小牧市障がい者計画で掲げた障がい児療育の充実の取組を進め、教育・福祉・保健・医療の各分野の連携・協力を図ります。

■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
児童発達支援	1,551	1,885	2,317	人日/月
医療型児童発達支援				
居宅訪問型児童発達支援	423	459	499	人/月
放課後等デイサービス	2,223	2,469	2,742	人日/月
	270	294	321	人/月
保育所等訪問支援	48	65	88	人日/月
	27	32	38	人/月

5 相談支援サービス

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を申請した方のサービス等利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域相談支援 （地域移行）	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設等に入所・入院している方に対して、退所・退院により地域生活に移行する上で必要な住居の確保等の相談支援を行います。
地域相談支援 （地域定着）	独居等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを申請した方の障害児支援利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 また、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

上図に掲げた相談支援サービスのうち、計画相談支援及び障害児相談支援については、サービスを利用する障がい当事者の身近な相談支援として機能することが求められます。一方、地域相談支援については場面に応じた利用申請となりますが、第2章や居住系サービスの項で触れた地域生活への移行の流れの中で、徐々に利用が増えることが想定されます。

協議会や地域生活支援拠点等の場を通じて、市と相談支援事業所相互が情報交換し、連携する場を設けることで、相談支援に係る協力体制を構築していきます。また、ニーズに対応するよう相談支援事業所の参入を促すほか、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成に係る勉強会や支援者向け研修の実施などを通じて、提供体制の充実に努めていきます。

■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
計画相談支援	309	323	337	人
地域相談支援 （地域移行）	5	6	6	人
地域相談支援 （地域定着）	4	4	5	人
障害児相談支援	59	63	68	人

6 地域生活支援事業

サービス名	内 容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい特性研修の開催や広報活動など、多くの市民が障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
2 自発的活動支援事業	ピアサポート活動や障がい者等に対するボランティアの養成活動など、障がい当事者や市民が自発的に行う活動を支援します。
3 相談支援事業	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や権利擁護、虐待防止等の取組を総合的に行います。
市町村相談支援事業機能強化事業	社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を通じて、困難ケースへの相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	保証人がいない等、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な方に対して、入居支援、サポート体制調整等の支援を行います。
4 成年後見制度利用支援事業	制度の利用上財政的支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の助成を行います。
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や組織体制の構築等を行うことで、担い手の確保と障がい当事者の権利擁護を図ります。
6 意思疎通支援事業	視覚、聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の支援を図ります。
7 日常生活用具給付等事業	以下の日常生活用具の給付、貸与等を通して、障がい当事者の日常生活の支援を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児童のみ)、訓練用ベッド(児童のみ)
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具	住宅改修費
8 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある方の自立した生活を支援するため、支援者として期待される手話奉仕員を養成します。
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行います。
10 地域活動支援センター事業	基礎的事業として利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うほか、機能強化事業として在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
11 その他の事業	
日中一時支援	日中活動の場の確保と障がいのある方の家族の一時的な休息等を目的に、施設等において日中の見守りや社会適応のための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣	重度の身体障がいによる寝たきりの方で、家族による入浴支援が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練のサービスを受ける施設入所者に対して、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいの方の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
社会参加支援	スポーツ、芸術文化活動等による障がいのある方の社会参加を促します。

前ページの図に掲げた地域生活支援事業は、障害福祉サービス等・障害児通所支援等による支援と対になる市の事業として、障がいのある方の自立と社会参加を総合的に支える内容となっています。障害者総合支援法の施行により「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」などが必須事業として位置付けられる一方、障害児通所支援サービスの提供事業所の増により、児童の利用が中心だった日中一時支援の利用実績が減少するなどの環境の変化が見られます。

これらを踏まえ、次のとおり事業の必要量を見込むとともに、地域で生活する障がいのある方のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めていきます。また、相談支援事業を効果的に実施するため、協議会を核とした相談支援事業者、関係機関等とのネットワークを構築し、北海道により実施される相談支援と分担・協力しながら重層的な相談支援体制を整えます。

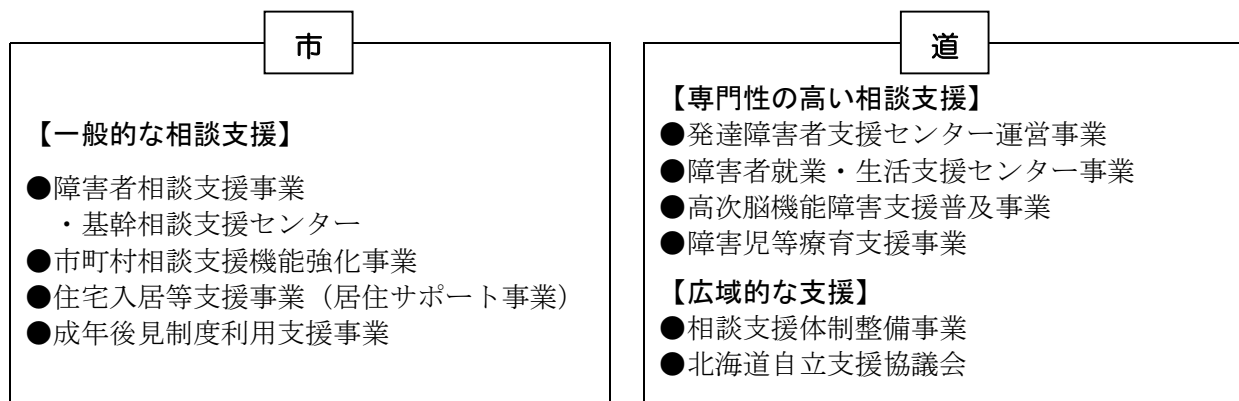
■活動指標■	第5期計画			単位
	H30年度	H31年度	H32年度	
1 理解促進研修・啓発事業	有	有	有	—
2 自発的活動支援事業	有	有	有	—
3 相談支援事業				
障害者相談支援事業	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター	有	有	有	—
市町村相談支援事業機能強化事業	有	有	有	—
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有	有	有	—
4 成年後見制度利用支援事業	実利用 8	実利用 10	実利用 12	人
5 成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	—
6 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用 70	実利用 75	実利用 80	人
手話通訳者設置事業	1	1	1	人
7 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	15	15	15	件/年
自立生活支援用具	60	60	60	件/年
在宅療養等支援用具	30	30	30	件/年
情報・意思疎通支援用具	30	30	30	件/年
排泄管理支援用具	4,200	4,200	4,200	件/年
居室生活動作補助用具（住宅改修）	15	20	25	件/年
8 手話奉仕員養成研修事業	登録見込 15	登録見込 20	登録見込 25	人
9 移動支援事業	26	26	26	箇所
	実利用 100 延べ 4,500	実利用 110 延べ 4,725	実利用 120 延べ 4,950	人/年 H/年
10 地域活動支援センター	2	2	2	箇所
	実利用 250	実利用 250	実利用 250	人
11 その他の事業				
日中一時支援	70	70	70	人/年
移動入浴車派遣	60	60	60	回/月
更生訓練費給付	1	1	1	人/月
自動車運転免許取得・改造助成	10	10	10	件/年

【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会

地域生活支援事業においては、市町村が一般的な相談支援を実施する中で基幹相談支援センターを設置するなどし、地域の体制強化を図る仕組みとなっています。

一方、都道府県では発達障害者支援センター運営事業などの専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等を行うこととされており、市と北海道で役割分担をしながら重層的な相談支援体制を構築することとなります。

■ 相談支援における市と北海道の役割分担 ■



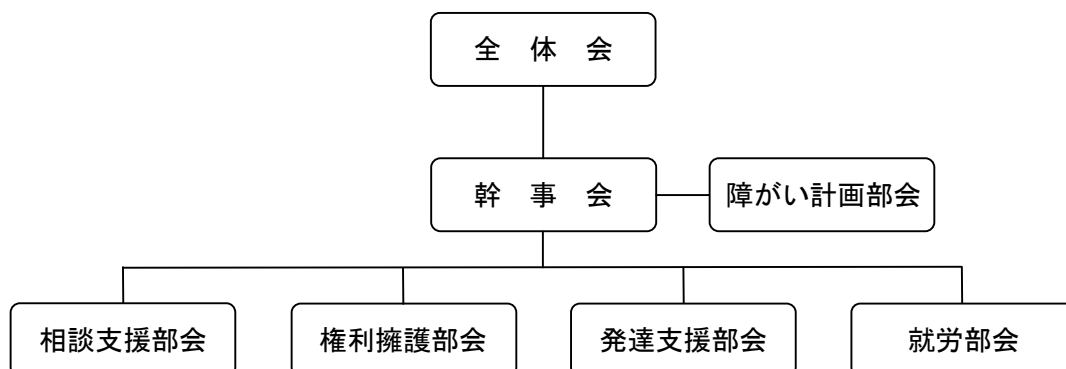
また、協議会は、関係機関や障がいのある方、支援者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化と体制整備に係る協議の場として機能します（障害者総合支援法第89条の3）。

本市では、設置根拠が法定化される前の平成20年度から、相談支援体制の構築を主眼に協議会を設置しています。ここでは、中立・公平性の確保の観点から委託相談支援事業者の活動報告及び運営評価を行うとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画等の総括、部会活動によるケース分析や個別課題の協議・調整、研修事業の企画・運営等を行います。

今後も、支援ニーズの多様化・複雑化が進むことが想定され、協議会活動の一層の活発化が求められます。

■ 苫小牧市地域自立支援協議会の構成 ■

（平成29年12月31日現在）



第 4 章

計 画 の 推 進

この計画の推進に当たっては、第3期苫小牧市障がい者計画の推進体制と同様に、「情報共有」「市民参加と協働」を取組の中心に据え、サービス提供実績の把握等による計画の評価と進捗管理を行うこととします。

具体的には、次の取組により計画を推進していきます。

① 情報共有

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、ホームページでの記事掲載や『福祉ガイドブック』の刊行などを通じて、サービス内容、利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

② 推進体制の整備と市民参加・協働

国や北海道の関係行政機関との連携を強化するほか、市の行政内部においては「福祉のまちづくり庁内連絡会議」等を通じた関係部署との連携を図っていきます。

また、障がい当事者や公募委員も参加する協議会の場を関係機関等との連携の場として機能させ、計画の推進を図ります。

③ 計画の評価と進捗管理

この計画を着実に進めていくため、年度ごとに障害福祉サービス等の提供に係る実績や数値目標について点検・評価を行い、協議会への報告等により進捗管理を行います。

また、その結果に基づき、必要があると認めるときは、この計画の変更その他の必要な措置を講じることとします。

I 当事者アンケートの概要

1 実施の理由

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（平成30～32年度）の策定に当たり、当事者である障がいのある方のニーズ等を把握するため。

2 対象者

本市が実施機関として管轄する、身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳を有する者のうち、平成29年9月30日時点において65歳未満であるもの（のべ5,931人）から無作為抽出により選出された1,060人

3 アンケート内容

別紙のとおり

4 実施期間

平成29年11月16日（木）郵送、翌月6日（水）回答期限

5 実施方法

調査票の配布、回収とも郵送方式

6 回収件数及び回収率

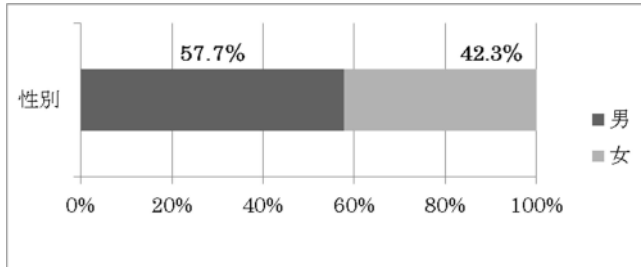
	18歳以上	18歳未満	合計
送付数	780人	280人	1060人
回収数	404人	123人	527人
回収率	51.8%	43.9%	49.7%

※ 図表内の割合を示す数値は、全て百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入しています。そのため、合計値は必ずしも100になりません。

II アンケート結果

1 回答者の属性

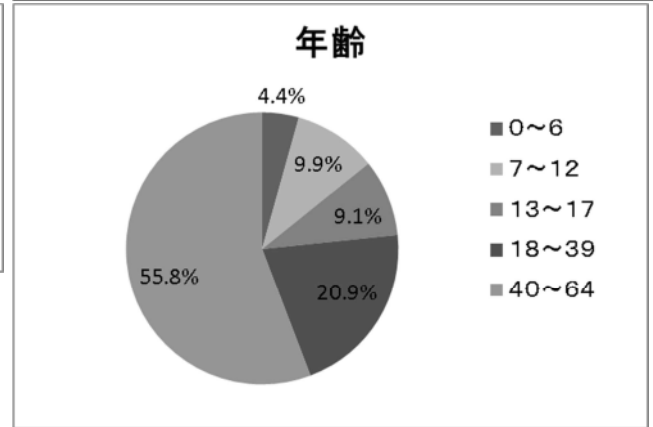
(1) 性別



(2) 年齢

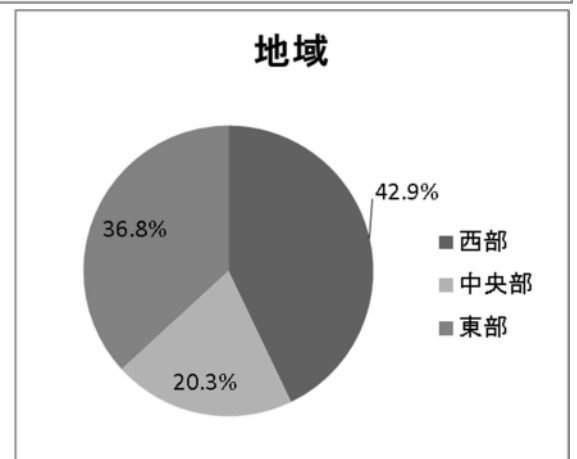
上段：人

0～6	7～12	13～17	18～39	40～64	合計
23	52	48	110	294	527
4.4%	9.9%	9.1%	20.9%	55.8%	



(3) 居住地域

- 西部に居住している方が若干多くなっています。
- なお、苫小牧市の人口を地区別に見ると、西部ほど高齢者が多く、東部ほど若年世帯が多く住む傾向にあります。

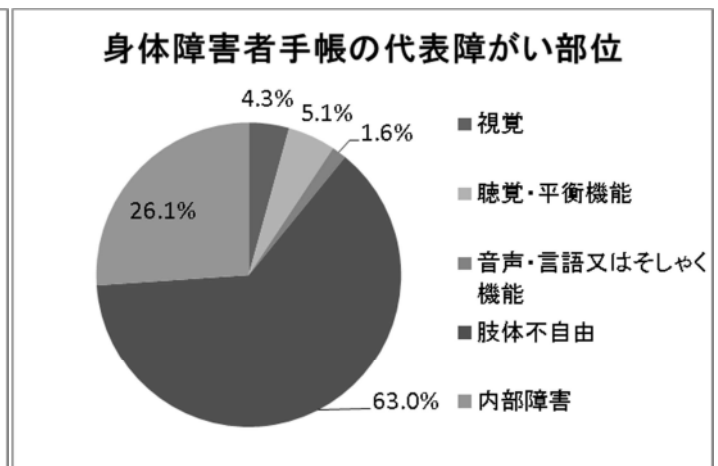
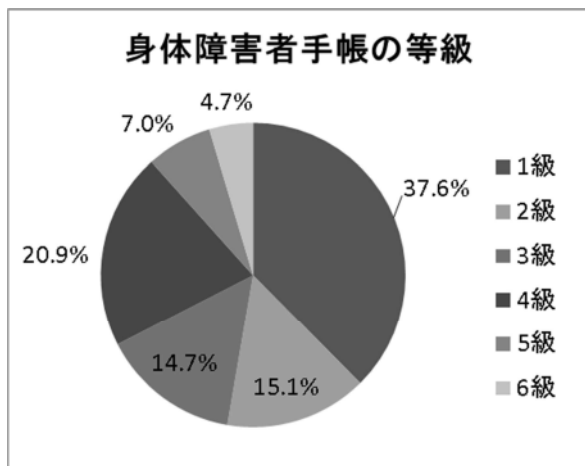


(4) 障害手帳の程度

■ 身体障害者手帳

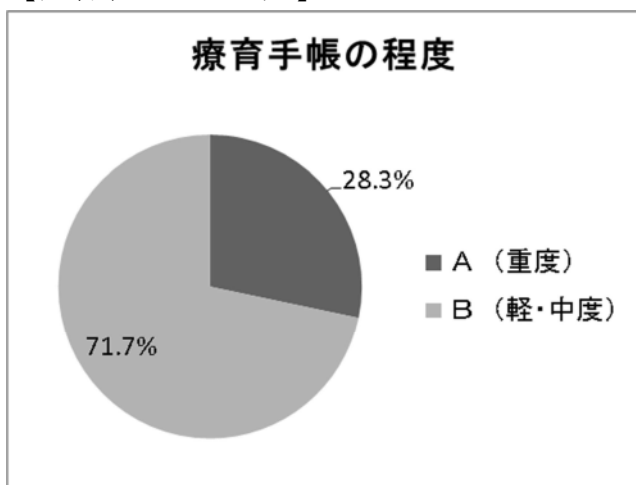
- 重度障がい者（1～3級）の方が全体のほぼ7割を占めています。障がいの種別では下肢、上肢、体幹機能障がいなどの肢体不自由の方が6割以上を占めています。

【回答者 258人】



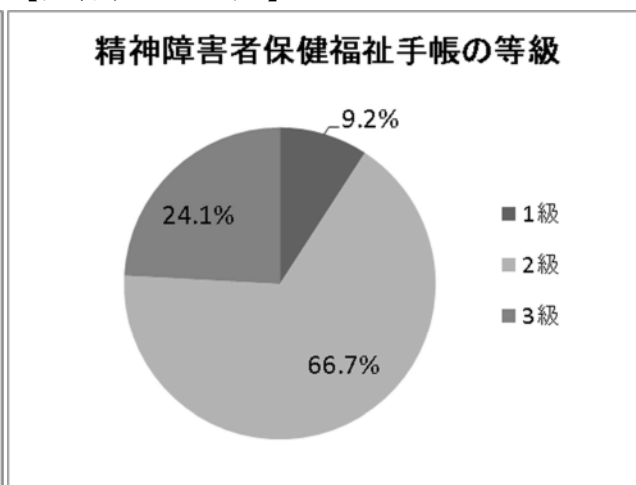
■療育手帳

【回答者 226人】



■精神保健福祉手帳

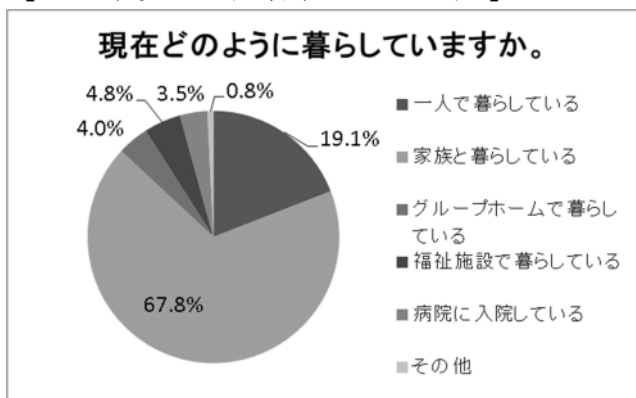
【回答者 87人】



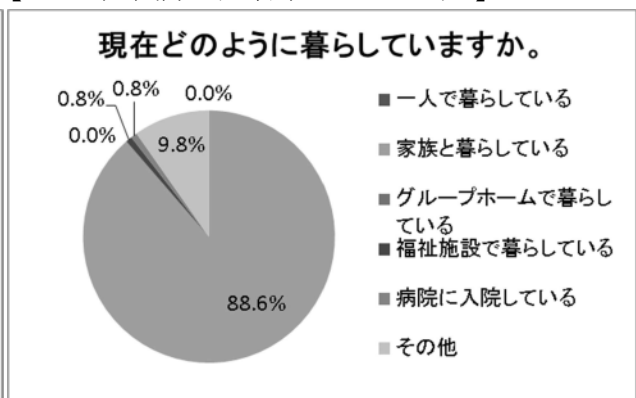
2 質問項目

(1) 現在どのように暮らしていますか。

【18歳以上・回答者 398人】

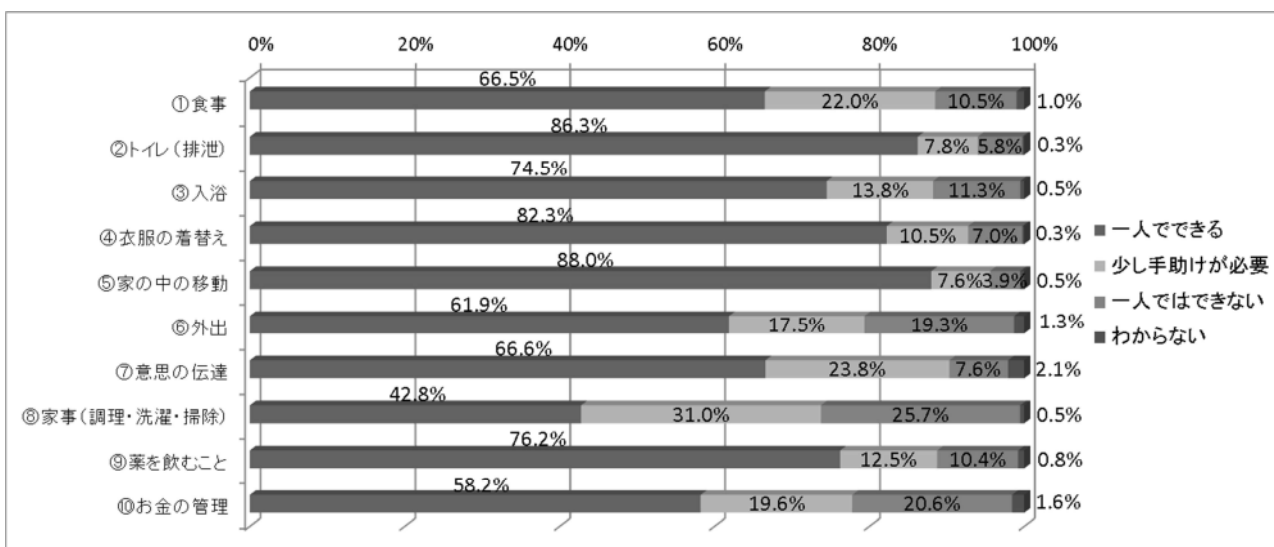


【18歳未満・回答者 123人】



(2) 日常生活での援助や介助はどの程度必要ですか。【18歳以上の方のみ】

○ 特に家事（調理・洗濯・掃除）の援助や介助が必要とする方が多くいます。次いで食事や外出、お金の管理の面で助けを必要としています。



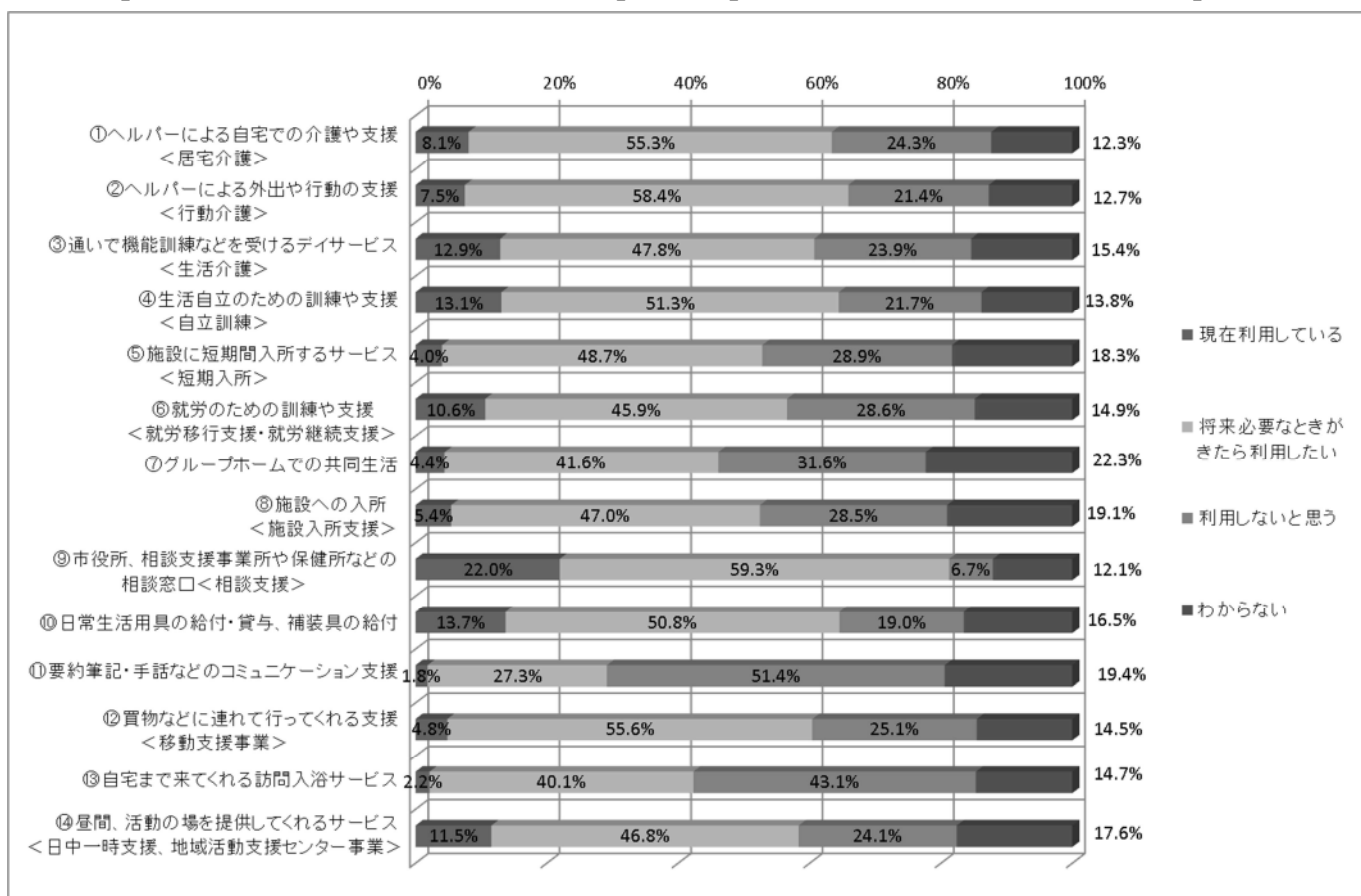
(3) 以下のサービスを利用したことがありますか。また、今後利用したいと思いませんか。

○ ほぼすべてのサービスで約半数の割合が「将来必要なときがきたら利用したい」と回答しています。特に相談支援については、現在利用している方も含め、多くの方の利用が望まれてくる可能性があることがうかがえます。

■参考 何らかのサービスを利用したことがある

【18歳以上 207人/404人】

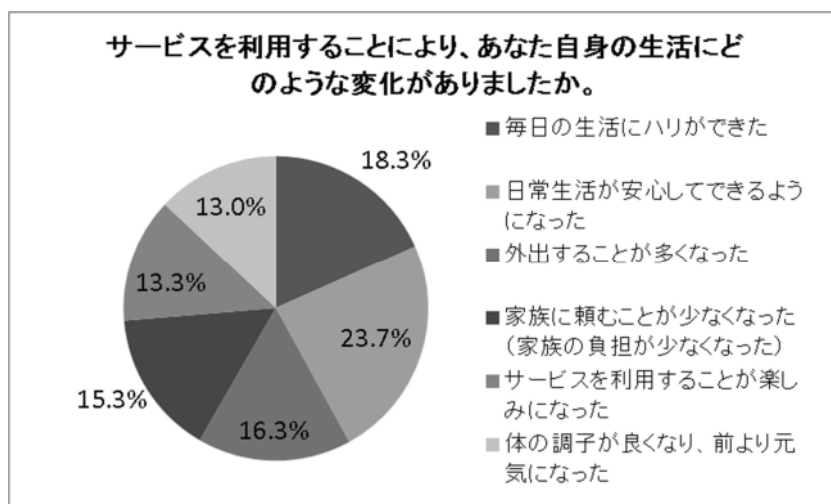
【18歳未満 54人/123人】



(4) サービスを利用したことがある方にお聞きします。サービスを利用することにより、あなた自身の生活にどのような変化がありましたか。【18歳以上の方のみ】

○ サービスを利用したことがある人のうち、約半数の方がサービスを利用することで以下のような効果を感じています。

【複数回答 300件/回答実人数 122人】

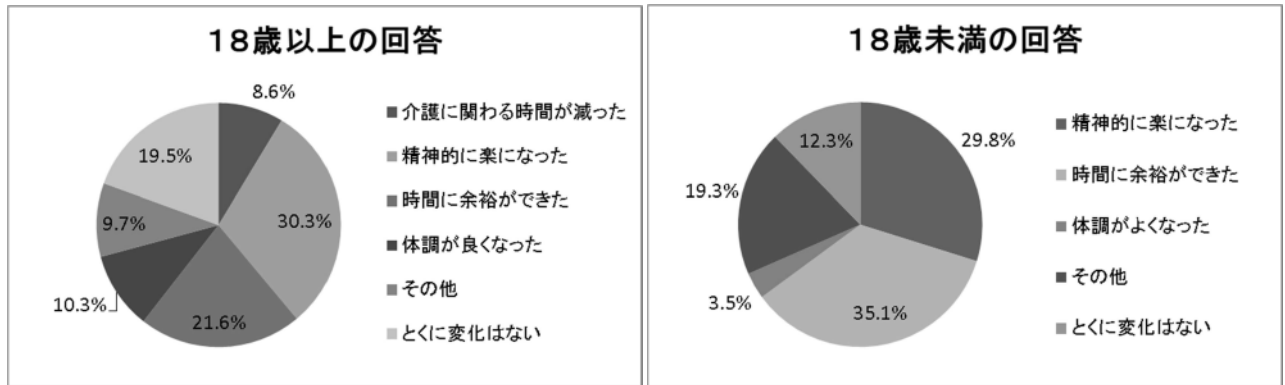


(5) サービスを利用したこと

がある方にお聞きします。サービスを利用したことにより、ご家族の状況がどのように変化しましたか。

【18歳以上の方 複数回答 185件 回答実人数 90人】【18歳未満の方 回答者数 57人】

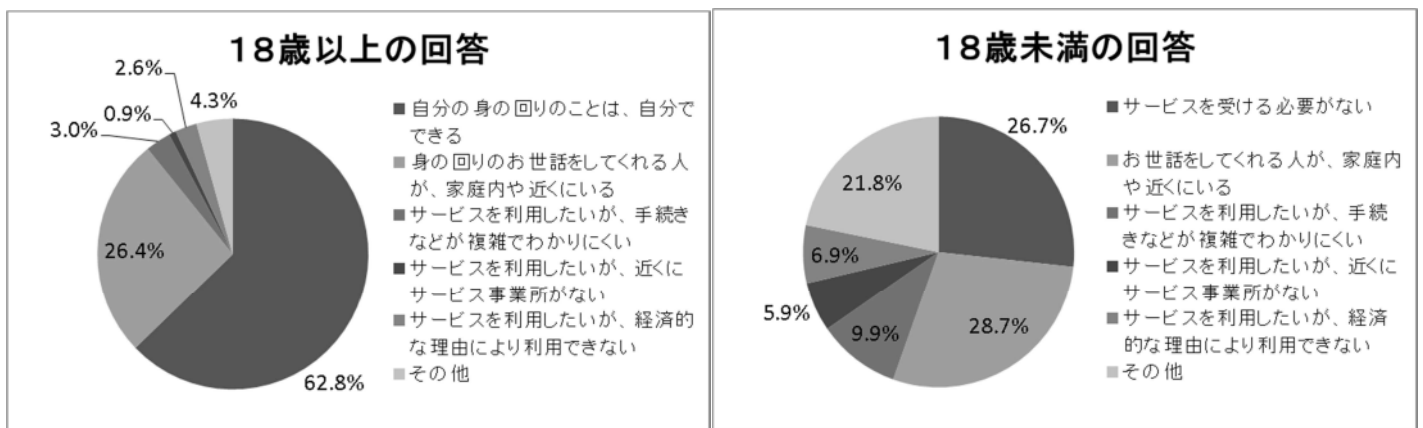
- サービスを利用したことがある人のうち、18歳以上の方で約8割の方が、18歳未満では約9割の方がサービスを利用することでご家族の状況についても以下のような効果を感じています。



(6) サービスを利用していない方にお聞きします。サービスを利用していない、または今後も利用する予定がないのはなぜですか。

- サービスを利用していない理由として、現時点ではご自身もしくはご家族で対応しているため介助や援助を必要としていないという方が7割を占めています。しかし、手続きの複雑さや、事業所がないことによりサービスを利用できない方も一定程度おり、改善や資源の整備が求められています。

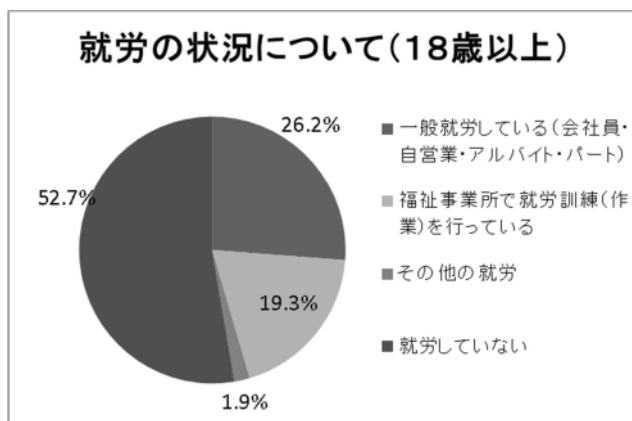
【18歳以上の方 複数回答 331件】 【18歳未満の方 複数回答 101件】



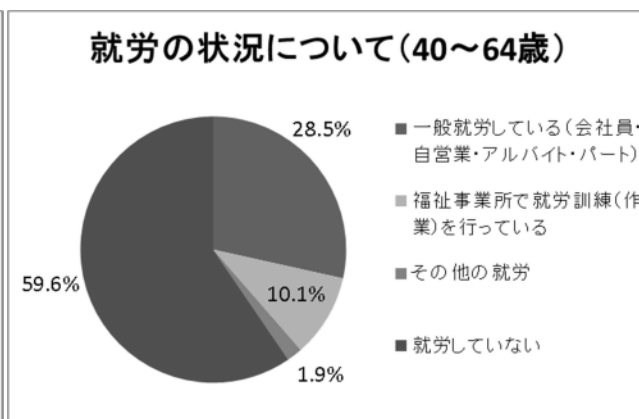
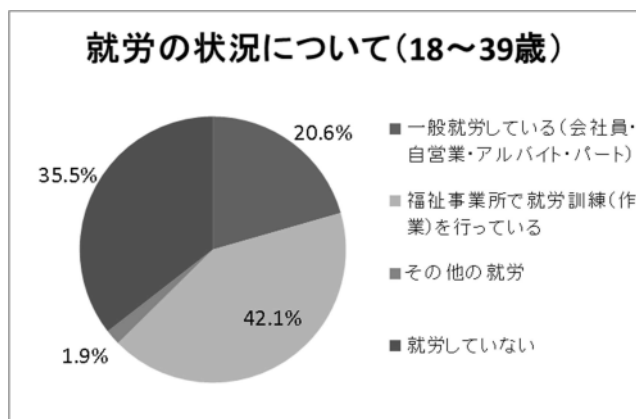
(7) 就労の状況について

- 18歳以上の方の中でも、半数が就労しておらず、また約2割の方が福祉事業所を利用しています。18歳未満の区分では、ほとんどの方が学生等のため就労していませんが、1%の方が福祉事業所を利用していました。

【18歳以上の方 回答者数 374人】



- さらに細かな年齢別集計をみると、18～39歳に該当する方は福祉事業所で就労訓練を行っている割合が高くなっていることが見て取れます。また、40～64歳に該当する方は就労していない割合が高いこと、福祉事業所で就労訓練を行っている割合が低いことがわかります。

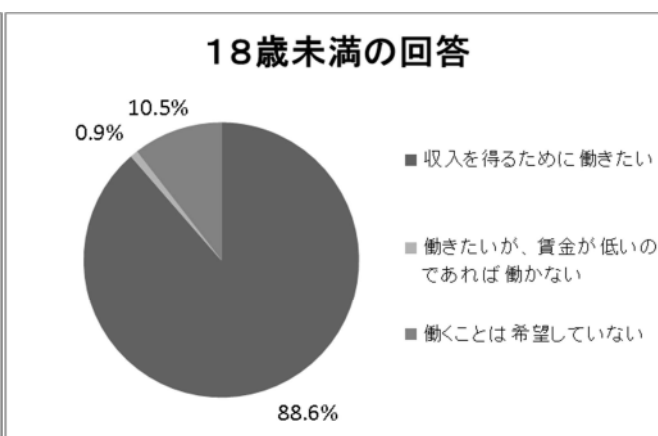
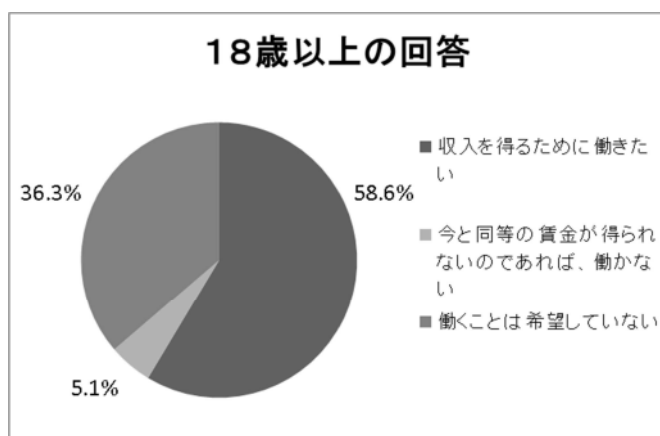


(8) 今後の就労について

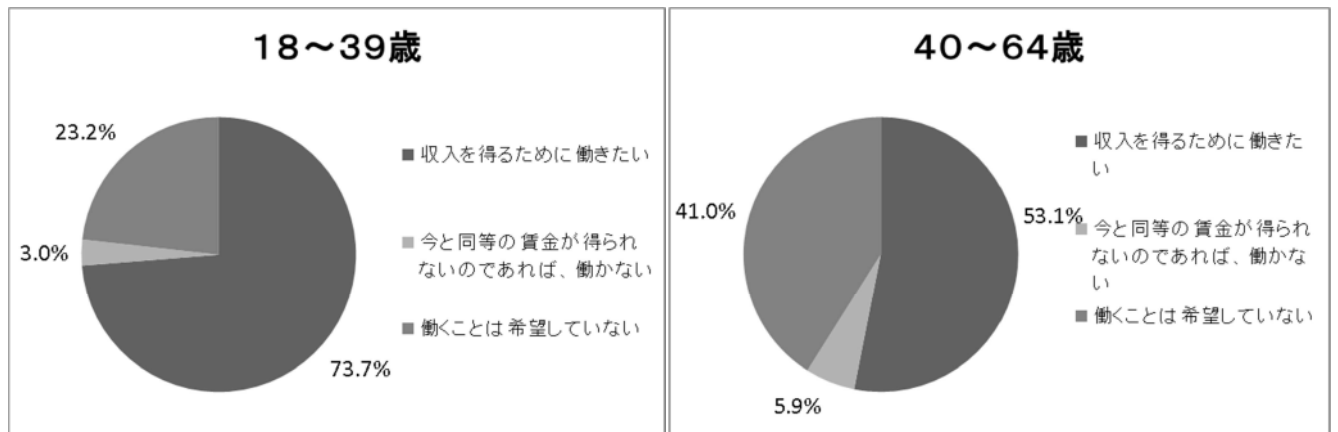
- 18歳以上の方の約6割、18歳未満の方は約9割の方が収入を得るために働くことを希望しています。

【18歳以上の方 回答者数 372人】

【18歳未満の方 回答者数 114人】

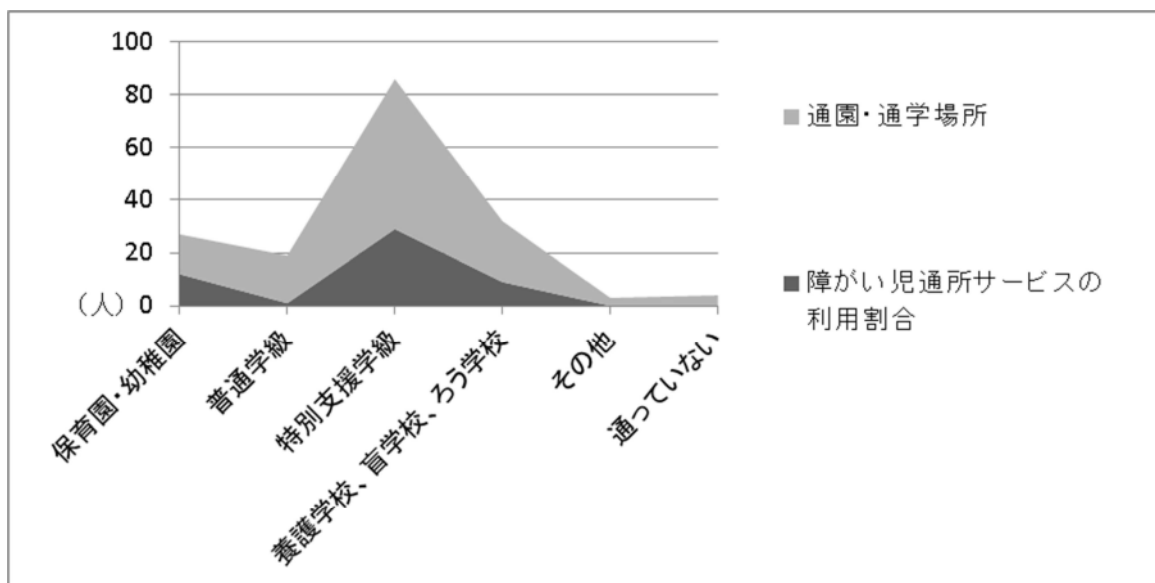


- 18歳以上の方の回答をさらに細かな年齢別集計でみると、比較的年齢が低いほど働くことを望んでいることがわかります。



(9) 通園・通学場所別の障害児通所サービス利用状況【18歳未満のみ】

- 就学前の児童は、高い割合で障害児通所サービスを利用しています。
- 回答者全体のうち、4割以上の方が障害児通所サービスを利用しています。



3 回答者からの声

意見等	手帳
<p>大人と子供の症例をもっと分けて制度を作って欲しい。 国が定めている事だとしても、苫小牧独自で条例等の整備をしても良いと思った。 例えば、パルスオキシメーターの購入補助は、呼吸器利用者のみとなっていますが、咽頭分離してる場合も対象にして欲しいと思った。手帳が一種一級・療育手帳A判定。重身っ子的の場合、声も出せず（咽頭分離の為）、音を出して人を呼ぶ知能が無い場合、親は24時間、子供を見ていなければならない事になります。そんな事は不可能です。しかし、パルスオキシメーターは10万円近くする高額な物です。自費で買えない場合、親の心労は相当な物になります。国が定めていても、苫小牧独自で緩和した条例の整備を望みます。 苫小牧における、最重度っ子の人数は、たかが知れています。5人程の人数の命を守る予算は、本当に無いのでしょうか？ 何がなんでも、優遇して欲しい訳ではありません。苫小牧の人口規模だからこそ出来る、フレキシブル制度を望みたいのです。苫小牧の福祉サービスは、まだまだ発展途上な上、地域格差（西と東で）や、障害の種類や程度で差があります。なので、せめて家庭で孤軍奮闘している最重度っ子には、家庭で安心して暮らせる基盤のサポートをしていただきたいのです。</p>	身体療育
<p>障がい者年金が額が低いので、自家用車の車検代金が大きな負担となっている。左足がほとんど機能しないのでしかたなく思っている。ぜいたくなのかもしれないが負担が軽くなると生活しやすいと思う。足が不自由でも座ってできる仕事などあれば良いと望んでいる。</p>	身体
<p>総合福祉課の方、皆親切に質問にも答えて下さり、大変助かっております。これからもよろしくお願い申し上げます。</p>	身体
<p>障がい者ではなく、身障者と表示したり、呼称した方が良いと思いますがいかがでしょうか？害（がい）と記入するのは差別的では？</p>	身体
<p>市立病院の神経内科に通院していますが、リハビリ入院するには札幌に行かなくてはなりません。苫小牧で入院できるようになれば楽になります。札幌まで行くことも負担です。</p>	身体
<p>障がい者の一般就労でも、相手側に理解があり可能ならば健常者のしている仕事や待遇、福利厚生、給料、保険と同じにしてほしいです。もちろん、その相手方の同意があり、本人の能力は必要となってきますが。文章がまとまっていなくて恐縮です。</p>	精神
<p>いつもお世話になっています。病気になる前と現在では収入が減り今後子供が大学進学に向け資金繰りが心配です。市の障害者施設、大変有難く活用させていただいています。感謝しています。</p>	精神
<p>今は家族と暮らしていますが、この先高齢になるにつれ出金のことや、住むところ、病気など心配します。こんなこと書いてすみません。60歳全般</p>	身体
<p>人間関係、上下関係について困っている。デイケア、レディースサークルを利用したいとは考えているが、正直とまどっている。前向きに生きられるようになりたい。</p>	療育
<p>現在57歳で一人で暮らしています。これから年を重ねるので色々と体の事が心配になります。これからももっと充実した障害者施策を希望しています。</p>	精神
<p>相談したら親身になってきてくれるのでありがたいと思っている。</p>	精神
<p>市に対しては不満は特にないが、就労支援サービス（A型）の責任者や従業員が私達障害者に対しての個々の配慮が足りない人がいて、それが原因で仕事を辞めたりし、仕事に就きたいのに就けないという状況が起きて苦しんでいる。</p>	精神

意見等	手帳
<p>将来、高等学校を卒業したら、苫小牧市内で就労させたいと考えています。現在、障害者の就労に関しては高等養護の先生達が窓口になって動いているように感じています。できれば市でもそのような相談できる窓口、又は就労に結びつけてくれる部署があれば大変心強いです。あと、最近、札幌市において司法書士さんの団体が、障害を持つ子の親族にむけた、資産管理の説明会を開いたそうです。将来、親が亡くなった時、障害児（者）はどのように資産を管理して社会で生きていけるのか、今からとても心配です。そのような事をおしえていただける窓口や勉強会があれば是非利用したいと思います。</p>	療育
<p>仕事にかんすることで、とても困っています。そのことで体調が悪くなるのがとても多くなりました。病院に行くことが増えたので病院にかかるお金が多くて困ります。</p>	療育
<p>将来グループホーム入所を希望しているが数が少ないので入れないと思うと不安である。</p>	身体療育
<p>養護学校を卒業後の進路について。苫小牧は大きな町なのに学校卒業後の就労先が少なすぎて選択することが難しい。本当であれば子供に合った就労先を選びたいが、それができない状況をどうにかして頂きたい。障がい较轻い方は比較的、選択肢があるが重度の障がいを持つ子は（生活介護）いき場が少なく困っている。</p>	療育
<p>短期、長期の入所が苫小牧市にあればあずける方としては安心。</p>	身体療育
<p>現在の就労支援 A 型の施設が少ないことや、一般就労の障害者の働き先が少ないので、今後増やしてください。</p>	療育
<p>苫小牧市の福祉行政には大変感謝をしている反面、不満な面もあります。たくさんの障害者等のためにも、このアンケートを有効にこれからの苫小牧市の福祉行政に役立てて下さい。</p>	身体
<p>足の不自由な方の対応は各所で見受けられるが手や目の不自由な人の対応はまだまだ不足していると思う。</p>	身体
<p>・私は視力はありますが視野が殆どありません。上下左右 1 度ほどです。慣れている歩道や横断歩道は自力で歩けますが、慣れない場所は音をたよりにします。中心部の信号機は音が出ますが街外れは音が出ないのでとても不便を感じます。一点しか見えないと信号機をさがせないのです。 ・歩道がデコボコしすぎてつまづいたり、転倒しそうになります。 ・日中、活動的に生活したいので学習会とかサークル等がもっと多くあると良いです。</p>	身体
<p>将来は施設に入所することになるんですけど、職員の方も大変な仕事をしているのですから職員の方々のメンタル面とか給料や休みとか十分にさせていただきたいと思います。不満があるから事件がおこるんであって、我が子が施設で幸せに過ごすことができるのは職員の方々のおかげだと思っております。どうぞ安心して過ごせることができるようにお願いしますね！</p>	療育
<p>目に見える障がいには色々と支援や世間・社会の環境が整っているが娘のように目に見えない合併症は色々と大変。「ロキタンスキー症候群」という病気をもっと多くの人、医師に周知してもらいたい。そして、この病気は色々な合併症があり病院の科も 10 科と多くとても負担。病院は市内ではなく札幌まで月 2～3 回行かねばならず交通費もとてもかかる。又、先の治療法が全くわからないため色んな科の医師に色々話されよく分からない総合病院でも他の科の医師同士できちんと話あってほしい。就学後の学校での生活も不安です。</p>	身体
<p>市内にもう少しグループホーム施設が増えたらいいなあと思います。</p>	身体療育
<p>障がいがあっても自分で働いて自立したいと思っているが社会資源が足りない</p>	身体

意見等	手帳
<p>障害者へのサービス等の提供は公平・平等に行ってほしい。思想・信条などにより不公平な扱いがあってはならないと思います。さらに、古くから利用している古株の人の意見やアドバイスが重きを置かれ、新しく参加しい人が入りにくい状況があってはならないと思います。また、様々なハンディに対して、それらを軽減させる取り組み（介助や福祉サービス）は充実してきましたが、その障害者自身の努力により、就労・結婚・子育て・生活のレベルアップを希望し実現していけるようにして欲しい。障害者というくくりで、ひとまとまりの扱いをするのではなく、障害者であっても、誠実に努力し挑戦している人が報われる、これからの社会であって欲しい。今後ともよろしく願います。</p>	精神
<ul style="list-style-type: none"> ・今以上に生活しやすい環境作りをして欲しい。 ・障がい者と同居している家族へ今以上の支援、援助が必要だと感じています。 	身体療育
<p>将来的に現在同居している家族がなくなった時どうしたらいいのでしょうか？</p>	療育
<p>健常者の方には分からない気付かないことが多々ある。障害者にとって暮らしやすい町づくりをどうぞ宜しくお願い致します。</p>	身体
<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助する家族が高齢になり男性の訪問入浴サービスがなかなか利用することが出来ない。 ・個々に障害が違うので白老はあもにののようなシステムで少人数のショートが利用出来る場所が苦小牧にも必要だと思います。 	療育
<p>親が弱ってきているので、親の介護までするのは自分の障害では無理を感じますし、だんだんと生活が大変になってきています。改善ができる施策をして欲しいです。</p>	身体
<p>透析で週3回通院しているが今、家族で送り迎えをしてもらっている。動けなくなったとき、入院等のできる施設がないことが心配です。腰部脊椎管狭窄症で手術した時、歩行が困難でも退院を促され困ったことがありました。透析ができて入所できる施設が知りたいです。</p>	身体
<p>現在、養護学校の寄宿舎で平日は過ごし、週末に自宅に帰ってきて、児童デイサービスを週末、長期休み時に利用しています。苦小牧では18歳の誕生日を迎えると利用できなくなると知り、不安です。他の町では高校卒業まで利用できると聞きました。卒業後の施設などの日中一時やショートを利用しなくてはならないようですが、利用できる施設にも限りがあり、なかなか利用も難しいと聞いています。自宅に1人でおいていくこともできない状況です。周りの同じ考えの方が多いです。今後改定して頂きたいと思っています。</p>	療育
<p>現在、ストマの装具の助成金を受けてますが全くたりなくて毎月の支払が大変です。子どもが4人いて、ストマを付けてる子がよくもれて帰ってくるため働きに出ることも困難な状態です。</p>	身体
<p>福祉がゆき届いていて、大変お世話になっています。ありがたいです。今のところは充分満足していて就労支援移行Bで毎日働いています。ありがとうございます。又よろしく願います。</p>	精神
<p>自分も障がい者で92歳の母を介護してます。母を残して外出するのが難しい用事は多々あるので、そのつどヘルパーさんをお願いするのは難しい。母の（おむつ）の種類が多くあるが今、母にちょうど良い物がない。</p>	身体
<p>現在、幼稚園・おおぞら園・児童デイサービスを利用しています。年長なので、おおぞら園終了後、児童デイサービスになりますが、今後相談窓口がおおぞら園に相談する事は出来なくなるのでしょうか？相談窓口が減ってしまうのは保護者としては、すごく不安になってしまいます。</p>	療育

意見等	手帳
息子がまだ小学生なので具体的にはわかりませんが、中学・高校と進路の事が今一番の不安です。特に高校になるとしないの選択肢があるのかどうかもわかりません。それぞれの高校にも特別支援対応があれば市外に出ることなく親元から通学する事が出来るのですが・・・障害の度合いは1人1人違うので、難しいとは思いますが将来的に少しずつでも変わってくれることを願います。	身体
現在、道央佐藤病院に入院中です。院内での介護士の方達はとても感謝しておりますが、やはり人数がたりていないのか介護サービスが年々低下しているよう感じます。福祉の現場で働く人の労働条件や環境の整備をお願いしたいと思います。	身体
親元から離れてから自立するための施設が少ないように思います。親が動けなくなつてから、親がめんどうをみられなくなつてから・・・では遅いのではないのでしょうか？親が元気に動けるときから子供に合う居場所を探してあげる事って大変な事だと思います。若い年から自立なり援助を受けながらの生活なり出来る苦小牧になってほしいと思います。老人へのグループホームは増えていると感じますが、障がい者が暮らすグループホームがもっとももっと増えてくれることを願っています。	身体療育
緊急時のショートステイの数が少ない。グループホームの数も少ない。	療育
中・高校から利用できる施設がほぼない。放課後デイは幼児や小学生が多く利用しにくい環境。中学は山なみ分校があるが重度の子が多く中度～軽度の子が利用出来る支援学級や又、内容も薄く人員不足のため、手をかけるともっと伸びる可能性がある子でも、十分な支援を受けられていない。高校進学は通学距離の遠い所しかなく、十分に選び検討がしにくい環境。小学校の時からこの件は親も含め、他の親子も不安をかかえているため、あせって普通学級に少しでも早く戻れるように圧力がかかるため、本人に負担がかかり悪循環である。中～軽度のものは将来に不安をかかえている事を知ってほしい。	療育
母親が元気なので家族と暮らしていますが、母親が面倒見られなくなった時に近くの入所施設に入れることが出来るか・・・また24時間対応で重度の障がい者でも入ることが出来るグループホームが市内にあると良いと思います。	身体
補装具の給付で、以前年1回しか靴は作ることができないといわれて、初めに説明されたことなく意見書を提出した後で困った事があった。子供は成長するので年1回では足りない。大きめに作ると足に合わない靴をはくことになるのでリハビリに支障が出る。福祉ガイドブックをもっとわかりやすくして頂けるとありがたい。	身体療育
川沿町のバス通りの歩道の段差のでこぼこを解消してくれてありがとうございます。	身体
医療的ケアのある障害児・者を介護している家族の緊急時また親戚冠婚葬祭や介護者の身体を休ませたいとき利用出来るショートステイ 将来的には入所できる施設が地域にできれば家族として安心になります。よろしくお願いします。	身体
時々、障がい者手帳を利用しますが、私をジーっと見て手帳を全部（ページ）めくってから「どこがどの様に悪いのですか？」と聞かれたことがありました。私は「心臓です」と答えると、まだジーっと見て作業を続けてくれます。障がい者って健常者から見て外観判断される事が多いんですね（納得しています）だから、私は誰にでも笑顔で対応してくれる市役所の方々は素晴らしいと思います。この機会にお礼を伝えました。本当にありがとうございます。	身体
夜間呼吸補助器をつけている為、ショートケアを受けることがむずかしいです。親に何かあった時、預ける場所がないのが不安です。	身体

意見等	手帳
<p>夫婦共に障害者で妻は月1～2回入院し自宅ではトイレの手伝いなど必要です。私は3年前から100万人に2人の下肢障害が出る疾患が発生しました。そのため、自宅での支援を希望。しかし年齢から、そして障害内欲から適応できないとの事。是非ともお手伝いをしなければならない切羽詰まった状態の時は「妻の障害が悪化してほしい」と精神的におかしな状態になってしまいます。</p> <p>現在、高齢者の為の支援対策となっているようですので、申込ある対象家族の総合的な基準で支援を受けることが出来るようにしてほしいです。</p>	身体
<p>身体障害者ではない。親と同居。会社員として（正社員）就労後に病気になった。病気の状況が出ない時は全て自分でできる。車の運転はできない。差別、軽蔑の中で仕事をしている。障害のある人と健康な人が一緒に働いたり社会で生きていくためには相手の理解によると思う。法律は理想の話で現実はきびしい。きれいごと。今の会社をリストラされたら長い間差別されつらい思いをした。苫小牧から引越してもっと生活しやすい所へ行くつもりです。お金がなくなったらその時考えたい。</p>	身体
<p>将来、子供が通える福祉サービスがあるのか、空きに余裕があるのかが心配です。学校での正しい生活リズムを崩さないように卒業後も暮らしたいです。</p>	身体療育
<p>ずいぶん公共施設、店、etcにスロープができていますが、スロープが（斜面？）きつい所がけっこうあります。もう少しゆるやかに考えてほしい。手すりは左右にあると助かります。</p>	身体
<p>福祉が充実していると感じた事は今まで特になく、むしろ遅れていると思っています。職場や周りの人達の障がいのある人に対するイメージも暗く、保守的な考えの人が多いです。子供は現在、高等養護学校の寄宿舎に入っていますが、毎週日曜午後には寄宿舎へ送り、交通費等、金銭的にも体力的にも大変で「市内に学校があれば」といつも思います。それなのに卒業後、地元に戻っても働く場所がなく、福祉事業所で1ヶ月1万円程の仕事をするしかないという現実のため息しか出ません。障がいのある若い子達が、働いて自分で稼ぎ、社会に役立つ人間として誇りを持って生きていける様な仕組みが欲しいし、他の市で良い取り組みがあれば情報が欲しいです。</p>	療育
<p>障がい者用の駐車場のマナーがわるい。障がい者用のトイレに一般人が入っている。町の中・建物の出入口の段差が多すぎる。</p>	身体
<p>ヘルプマークを導入してもらいたいです。自閉症などは見てわかるものではなく、困っていること、苦手なことを理解してもらいにくいと感じます。検討して頂けたらと思います。</p> <p>福祉ガイドブックの存在を知らない方が多いと感じます。苫小牧は転勤族が多く、発達の困ったことなどどこに相談したらよいか分からない。ネットで調べたと聞くことがありました。市役所に続きに行った際、障害の有無にかかわらず、苫小牧市の情報としてガイドブックを手渡すことができたなら情報も得られてよいと思います。もっと活用されて欲しいです。</p> <p>各種手続きの方法、市内のサークル情報（障害にかかわるものなど）利用できるサービスの一覧などあればよいと思いました。</p> <p>認知症のサポーターさんがいるように発達障害などのサポーター養成講座などあればと思います。支える人、理解してもらえると生活しやすくなると思うからです。</p>	療育
<p>内部障害のため見た目にはわかりにくい部分で周りの理解を得られるかなどストレスを感じることもありますが、特別困っていることはありません。障害者手帳を交付されてから勤務するまで市内路線バスの無料乗車証があることは知らなかったのので、受けられるサービスを知らない市民の方もいらっしゃるかもしれないなと思います。</p>	身体

Ⅲ パブリックコメントの実施状況

1 実施案内

苫小牧市第5期障がい福祉計画 行政素案に係るパブリックコメントについて

平成30年度以降の3年間に係る障害福祉サービス（障がい者に係るヘルパーサービス、施設サービス等）の見込量等を定めるため、その内容を取りまとめた第5期障がい福祉計画について、苫小牧市市民参加条例に基づく市民意見提出手続（パブリックコメント）を行います。

資料の閲覧

第5期計画の資料は、次の箇所で閲覧することができます。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/shiminsanka/publiccomment/>)
- (2) 次に掲げる市の公共施設（資料を備えています。）

- 市役所・障がい福祉課（本庁舎1階・1-4番窓口）、談話室（本庁舎2階）
- 苫小牧市福祉ふれあいセンター ●市民活動センター ●勇払・のぞみ各出張所
- 豊川・沼ノ端・住吉各コミュニティセンター ●植苗ファミリーセンター

意見の提出

直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法により御提出ください。

なお、提出先は、この用紙の右下にある「問合せ先」のとおりです。また、意見の提出に当たっては、次の内容に留意してください。

- 意見提出の際の様式は任意ですが、①件名「苫小牧市第5期障がい福祉計画・パブリックコメント意見」・②氏名・③住所・④電話番号を御記載ください。
- 各窓口にて提出用紙を備えていますので、御利用ください。
- 電話など口頭による御意見や、氏名等の記載のない御意見は受付できませんので、御了承ください。

募集期間

平成30年1月16日（火）から同年2月14日（水）まで【必着】

注意事項

- (1) いただいた御意見については、第5期計画策定の参考にさせていただきます。また、御意見の概要及び御意見に関する市の考え方については、後日、市ホームページに掲載するほか、窓口で閲覧できるようにします。
- (2) いただいた御意見に対し、個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) いただいた御意見は、個人情報を除き、公開される場合があります。

■問合せ先・意見提出先■
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市福祉部 障がい福祉課
（市役所本庁舎1階・1-4番窓口）
TEL：0144（32）6356／FAX：0144（36）3121
E-mail：syogai-fukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp

2 実施結果

■意見提出人数 0人

苫小牧市 第5期障がい福祉計画
(平成30年 2月)

発行：苫小牧市福祉部 障がい福祉課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
Tel：0144 (32) 6356
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



©2011 苫小牧市

この計画書は スノードロップ・クローバー
障がい者就労支援事業所「就労支援センターSnowdrop・Clover」で印刷しました